

独立行政法人大学評価・学位授与機構運営委員会（第30回）議事要旨

- 1 日 時 平成24年2月2日（木） 15：30～17：30
- 2 場 所 学術総合センター 1112 会議室
- 3 出席者 阿知波、大竹、岡澤、北原、高坂、河野、城山、瀧田、中原、丸山、水谷の各運営委員
（新井、池田、上條、川村、古城、鈴木、西村、二宮、前田の各運営委員は委任状提出）
平野機構長、岡本理事、福島理事、島田監事、舘監事、福治管理部長、
児島評価事業部長ほか機構関係者
- 4 運営委員会（第28回及び第29回）議事要旨について
平成23年6月に開催された運営委員会（第28回）及び同年12月に開催された（第29回）（持ち回り）議事要旨（案）が確認され、確定版として了承された。

5 議 事

《審議事項》

(1) 専任教員（再雇用）の選考について

平成23年度末をもって任期満了となる専任教員6名の再雇用に係る選考について、教員選考委員会委員長の代理として、北原委員から選考経過の説明があった後、審議の結果、原案のとおり承認された。

(2) 役職員の給与の改定について

現在、通常国会において審議中の一般職の国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律案の概要について説明があり、法案が成立した場合、国家公務員に準拠し、機構役職員の給与規則を一部改正するとともに、役職員の給与の臨時特例に関する規則を制定することについて審議が行われ、了承された。

なお、本件については今後の国会の審議状況により、法律案の内容が変更となる可能性があることから、規則に係る具体の条文案や今後の取扱い等については会長に一任することとされた。

(3) 中期目標・中期計画の変更について

機構の今期中期目標及び中期計画について、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）等を踏まえた短期大学機関別認証評価業務の廃止及び「第2次情報セキュリティ基本計画」等を踏まえ、独立行政法人においても情報セキュリティ対策を推進することとされたことに伴う中期目標及び中期計画の変更について審議が行われ、原案のとおり承認された。

なお、本変更案について、今後の文部科学省等との調整により修正の必要が生じた場合は、会長に一任することとされた。

また、本件は評議員会に諮ることとされた。主な意見は以下のとおり。

(○：運営委員 ●：事務局 以下同じ)

- 短期大学機関別認証評価業務が廃止されるとのことであるが、短期大学部を設置している大学はどのような扱いになるのか。
- 大学に係る認証評価については当機構へ申請可能であるが、短期大学部については別の認証評価機関に申請いただくこととなる。

(4) 会長一任による各種委員会委員等の追加発令について

学位審査会専門委員1名について、会長一任により追加発令を行った旨の報告があり、了承された。

また、これまでと同様、委員会委員等に急遽、欠員補充等の必要が生じた場合は、その選考を会長に一任することとされた。

《報告事項》

(1) 独立行政法人改革の状況について

平成24年1月20日に閣議決定された「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」について概要説明があった。なお、主な意見は以下のとおり。

- 閣議決定において、学位授与に係る手数料の引き上げ等により自己収入比率を高めるとあるが、機構の学位授与審査手数料の水準の妥当性について検証せずに手数料を引き上げることは疑問である。機構としては将来的にどう考えているのか。
- 単位積み上げ型の学位授与について、手数料の引き上げにより、運営費交付金を全く投入しない状況とするためには、現行の水準からかなり引き上げる必要がある、その点については非常に困難であると考えている。しかしながら、閣議決定された内容であるため、今後、手数料の引き上げ及び経費の縮減によってどのくらい自己収入比率を高められるかということを検討していかねばならないと考えており、その際は本委員会にも諮りながら適切に対応していきたい。
- 認証評価事業については、民間評価機関のみで適切に評価の実施がなされる環境を整備する方向のようであるが、いずれ機構は認証評価事業から撤退するというのか。
- 現在、他の認証評価機関と連携を図りながら対応を議論しているところであり、我が国にとって最も有効な方法を取るべきと考えている。また機構は、我が国の評価機関として国際的に認知されてきているところであり、法人統合の件に関連するが、国際的な位置づけは維持しつつ、研究開発の成果については、他機関へ提供していくべきと考えている。なお、高等専門学校の機関別認証評価は現在機構のみが実施しており、今後も適切に対応していきたい。
- 閣議決定において、大学入試センターと統合し大学連携型の成果目標達成法人とするところがあるが、どのような統合効果があるのか。
- 機構と大学入試センターの統合結果について、文部科学省からは、我が国の高等教育の入口から出口までの質の保証という観点からの統合と聞いている。行政刷新会議においても統合結果についてはかなり議論がなされ、大学の入口と出口とでは業務の質が異なる点や、組織の責任体制が不明確になる等、今回の統合効果は期待できないという文部科学省の意見に対し、行政刷新会議側では少なく

とも、予算や人事といった間接部門においては統合効果があるのではないかといった意見があり、最終的に政治的決着がなされたようである。間接部門の余剰人員を事業部門に振り分け、業務の最適化を図るといった内容が閣議決定に含まれており、文部科学省はこの統合によって大学改革の支援など、機能強化を図っていきたいという意向も示していることから、今後の制度設計によっては効果が得られるものとなると思われる。

なお、機構は、学位授与及び質の保証を担う機関として、国際的に認識されてきているところであり、この点については、国際的信認という点から是非維持して頂きたい旨、文部科学省へ強く訴えているところである。

(2) 平成 24 年度政府予算案について

平成 24 年度政府予算案について報告があった。

(3) 平成 22 事業年度に係る業務の実績に関する評価の結果等について

文部科学省独立行政法人評価委員会より通知のあった機構の平成 22 年度に係る業務の実績に関する評価結果及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会委員長から文部科学省独立行政法人評価委員会委員長宛発出された評価結果等に対する意見について報告があった。

(4) 学位授与事業について

平成 23 年度の学位授与事業に係る状況について報告があった。なお、主な意見は以下のとおり。

○ 省庁大学校については、防衛大学校のような、組織体制が整備された大学校であっても、それぞれで修士や博士の学位を授与することは出来ないのか。

● 学校教育法において、大学又は機構のみが学位を授与できると定められており、制度上、省庁大学校は学位を授与することは出来ない。

(5) 評価事業について

評価事業の状況について報告があった。なお、主な意見は以下のとおり。

○ 大学の評価を行うにあたって、正当な評価者を選考するための具体的な基準のようなものがあれば教えていただきたい。

● 評価者の選考については、関係団体から推薦をいただいたのち、その先生方の専門分野や経歴、評価者全体のバランス等を踏まえながら、機構内の選考委員会において審議を行い、運営委員会等に諮った上で決定している。選考に係る具体的な条件等については選考委員会における議論のなかで決定をいただいているところである。

○ 評価をするにあたって、評価者は大部の資料の読み込みなど大変な作業を行っている。このような国や社会への貢献に対して、例えば科研費の応募の際に考慮されるなど評価者にとって作業量に見合ったインセンティブが得られるような構造的な何かを考えていかなければ、今後評価を引き受ける人がいなくなり、評価者の質の確保が難しくなるのではないかと。

● 国立大学法人評価は 6 年に一度実施することとなっており、次回の評価は 4 年後であるが、その際の評価者のうち、前回の経験者はかなり少ないであろうと思われる。実際の評価作業は二重三重に

行うので、最終的に責任を持つ部会長などは大学の学部長経験者など信頼のある方でないと難しい面もあることから、評価者の確保は今後の重要な課題であると認識している。

○ 機構は国立大学法人評価の他、認証評価も実施しており、評価者の先生方と幅広く交流があるので、この点も活用しながら評価者の確保に努めていくことになろうかと思う。しかしながら、6年後というところかなり時間が空いてしまうため、暫定評価のような機会がないと、やはり評価者は育たないのではないかと思われる。

○ 高等専門学校機関別認証評価において、評価結果の公表後であれば、訪問調査の際のやりとりの概要などを各高等専門学校間で情報交換をしても差し支えないか。

● 評価結果公表後に情報交換することは差支えなく、大いに活用してほしい。

6 その他

今回の運営委員会は、3月下旬に開催予定であり、詳細については、後日事務局より連絡することとされた。